

**改正**

平成27年12月17日条例第33号

広野町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

**第3条** 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 別表第1の左欄に掲げる町の執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)又はこれらの者から当該事務の全部又は一部の委託を受けた者は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 町の執行機関は、当該執行機関が番号法別表第1の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記

載又は記録された番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 別表第2の左欄に掲げる町の執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる特定個人情報を同表の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

**第5条** 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求める場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年12月17日条例第33号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
------	----

1 町長	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成18年広野町条例第23号）に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	広野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年広野町条例第9号）に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年広野町条例第30号）に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	広野町桜田住宅条例（平成21年広野町条例第2号）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	広野町税条例（昭和29年広野町条例第37号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		所得税法（昭和40年法律第33号）による法定調書に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	する条例に関する事務であって規則で定めるもの	
3 町長	広野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 町長	広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支給給付等関係情報であって規則で定めるもの

		の
5 町長	広野町桜田住宅条例 に関する事務であっ て規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの